資料１－１

保育士配置要件緩和に係る条例改正について

１　条例改正の趣旨

待機児童対策として、全国的に保育の受け皿拡大を進めている状況下で、保育の担い手確保が喫緊の課題となっていることを受けて、国において保育士が行う業務について要件を一定程度緩和することにより、保育の担い手の裾野を拡げるとともに、保育士の勤務環境の改善につなげるため、緊急的・時限な対応として関係省令が改正されております。

本市においても待機児童対策として計画的な保育所整備を進めていますが、保育士の有効求人倍率は千葉県で２．１１倍（H27 年 10 月時点）と、前年同時期の１．３１倍から大幅に上がっており、保育園からは、人材確保が難しくなっているとの声が上がっているところであり、国に準じ条例を改正し、保育現場の負担軽減を図るものです。

２　要件緩和の概要

No	項目	内容
（1）	朝夕等の保育士配置の要件弾力化	条例で定めている保育士を最低２人配置しなければならない要件について、配置基準上必要となる保育士の数が２人を下回っており、朝夕などの利用児童が少数である時間帯に限り、保育士の配置を１人とすることができることとし、当該保育士に加えて、保育士資格を有しない一定の者を配置します。
（2）	幼稚園教諭、小学校教諭及び養護教諭の活用	配置基準上必要となる保育士の数の算定について、小学校教諭、幼稚園教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者を保育士とみなすことができるものとします。
（3）	研修代替要員等の加配人員における保育士以外の人員配置の弾力化	利用定員の総数に応じて置かなければならない職員の数を超えて必要となる職員について、保育士資格を有しない一定の者を保育士とみなすことができるものとします。

３　改正が必要となる条例及び対象施設

No	条例名	条例改正の対象施設
（1）	千葉市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例	保育所
（2）	千葉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例	①小規模保育事業所Ａ型 ②保育所型事業所内保育事業所（②は、利用定員が 20 人以上のものに限る。）
（3）	千葉市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例	幼保連携型認定こども園
（4）	千葉市幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例	幼稚園型、保育所型、地方裁量型の認定こども園

４　スケジュール

平成２８年　４月　パブリックコメント手続

平成２８年　６月初旬　平成２８年第２回定例会に議案提出

７月　施行